

株式分割のための基準日設定公告

平成 21 年 6 月 15 日

東京都品川区東五反田一丁目 13 番 12 号
オイシックス株式会社
代表取締役社長 高島 宏平

当社は、平成 21 年 6 月 30 日(火)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、その所有する普通株式 1 株を 25 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告いたします。

=====

株主名簿管理人

中央三井信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都杉並区和泉 2-8-4
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部